

添付文書の改訂を受けて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを第 2 期の定期接種に使用可能なワクチンとして位置付けた場合の課題について

- 1 添付文書の一部改訂を受け、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを第 2 期の定期接種に使用可能なワクチンとして位置付けるべきであるか。
- 2 第 2 期の予防接種に関する積極的な勧奨については、第 1 期の標準的な接種期間に該当する者に対する予防接種の積極的な勧奨はまだ再開したばかりであり、平成 22 年度の予防接種シーズンにおける日本脳炎ワクチンの接種状況及び供給状況等を勘案しつつ、第 2 期の接種の機会の確保と第 1 期における 3 回の接種の機会の確保のどちらを優先するべきかも含めて、今年の秋を目途として議論を行うこととしてはいかがか。
- 3 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを第 2 期の定期接種に使用可能なワクチンとして位置付けた場合においては、引き続き、国は、国民、自治体関係者及び医療従事者等に対し、平成 22 年度の予防接種シーズンにおけるワクチンの供給量に関する情報及び疾患の特性及び感染リスクの高い者等に関する情報等を適切に提供するべきではないか。
- 4 市区町村は、第 2 期の予防接種について、保護者等から接種の希望があった場合に、ワクチンの流通在庫量などを勘案しながら、接種が受けられるよう、その機会の確保に努めるべきではないか。